

第 3 章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念と基本目標
2. 計画の体系

1. 基本理念と基本目標

(1) 計画の基本理念

自分らしく 輝いて生きるために

御所市では計画の基本理念を「自分らしく 輝いて生きるために」とし、市民一人ひとりが社会の対等な構成員として、互いの人権を尊重し合い、性別にかかわらず、個性と能力を最大限に発揮し、自分らしい生き方を選択できる男女共同参画社会の実現をめざしてきました。第2次御所市男女共同参画基本計画においても引き続き、同じ基本理念を掲げて取り組んでいきます。

(2) 計画の基本目標

計画の基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標を設定し、目標ごとに施策を展開し、計画を体系的に推進します。

■ 基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、男女共同参画の視点から社会制度や慣行の見直しを進め、男女共同参画意識の意識づくりに取り組みます。

■ 基本目標Ⅱ 性別に影響されず、誰もが活躍できるまちづくりの推進

社会のあらゆる分野において性別限らず誰もが平等に参画し、活躍することができるよう、社会のさまざまな分野において、全ての性別の視点から意見が反映される仕組みづくりに取り組みます。

経済面においても、性別に影響されずライフスタイルに応じた多様な生き方ができるよう、就労の場の均等な機会と待遇の確保に向けた取組を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりに取り組みます。

■ 基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会づくり

性別関係なく等しく個人として尊重され、誰もが生涯を通じて安心して健やかに暮らすことができるよう、ドメスティック・バイオレンス（DV）※やセクシュアル・ハラスメント※などの性別による暴力の根絶に向けた取組を進めるとともに、性差に配慮した健康づくりや生活上の困難に直面する人への支援に取り組めます。

■ 基本目標Ⅳ 男女共同参画の推進体制の確立

男女共同参画社会の実現に向け、庁内の推進体制や活動拠点の整備を図るとともに、市民や各関係団体、国及び県と連携・協力し、本計画における施策を総合的・効果的に推進します。

2. 計画の体系

基本目標	基本方針	基本施策
基本目標Ⅰ 男女共同参画の 意識づくり	1. 男女共同参画の視点に立 った社会制度・慣行の見直 し	①男女共同参画意識の普及・啓発 ②男女共同参画に関する社会教育の推進 ③メディアにおける人権の尊重の推進
	2. 男女共同参画の視点に立 った教育・保育の推進	①学校における男女平等教育の推進 ②保育所、幼稚園における男女共同参画の推進
	3. 男女共同参画の視点に立 った行政運営の推進	①庁内における男女共同参画意識の浸透 ②男女共同参画の視点を踏まえた施策展開の推 進
基本目標Ⅱ 性別に影響され ず、誰もが活躍 できるまちづく りの推進	1. 市政への女性の参画の促 進	①市政・審議会等への女性の参画促進 ②女性の職域拡大と人材育成
	2. 企業におけるポジティブ・ アクションの推進	①ポジティブ・アクションの推進 ②女性の職業能力の開発
	3. 地域における男女共同参 画の推進	①政策・方針決定過程への女性の参画促進 ②女性の活躍に向けた環境整備
	4. 男女平等の労働環境の整 備	①男女平等な雇用機会・待遇の確保 ②自営業等における労働環境の整備 ③働く男女の健康の確保
	5. バランスの取れたライフス タイルの確立	①ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づ くり ②子育て・介護支援の充実 ③家庭における男女共同参画の推進 ④地域活動への男女の対等な参画の促進
基本目標Ⅲ 誰もが安心して 暮らせる社会づ くり	1. ハラスメントを許さない社 会づくり	①ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進 ②ジェンダーハラスメント対策の推進 ③児童に対する虐待・性的被害防止に向けた取 組の推進
	2. 生涯を通じた男女の健康の 確保	①性と生殖に関する健康についての理解促進 ②ライフステージに応じた男女の健康づくり
	3. さまざまな問題を抱える 男女の自立と生活安定の 促進	①ひとり親に対する支援の充実 ②生活上の問題を抱える人に対する支援の充実 ③困難な問題を抱える女性への支援
基本目標Ⅳ 男女共同参画の 推進体制の確立	1. 庁内推進体制の整備	①男女共同参画施策を推進する専門部署の強化 ②男女共同参画の庁内体制の確立 ③庁内各部署、国、県との連携強化
	2. 市民等との連携の強化	①NGO・NPO等、市民との連携の強化と活動の支 援
	3. 総合的な相談体制と拠点 施設の整備	①男女共同参画に関する相談体制の充実 ②男女共同参画に関する情報提供の充実 ③拠点施設の整備と充実